

# 川口小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本的認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (3) いじめに対する基本的な認識

- ①いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ②いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ③いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ④関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ⑤いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員会での情報交換及び共通理解

職員会ごとに配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組（年間指導計画は別表）

### (1) 共通理解

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見のために、児童と共に過ごす機会に心掛けて、日々の観察に気をつける。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力体制を組む。

## (2) 学級経営の充実

- ①学校におけるいじめ防止等に関わる取り組みのチェックリストやQ-U検査結果を分析し、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ②分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

## (3) 道徳教育、人権学習の充実

- ①道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ②全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

## (4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ①日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ②児童が身の回りの問題について主体的に話し合い、解決しようとする。また、そのような風土をつくり出していく。
- ③児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける。

## (5) 福祉体験、自然体験、交流体験の充実

6年間を見通した体系的、計画的な実施を通し、豊かな心を育む。

## (6) 縦割り班活動の実施

縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

## (7) 学習日誌や連絡帳の活用

担任と児童、保護者が日頃から連絡を密にとり、信頼関係を築く。

## (8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を行う。

## (9) 学校相互間の連携協力体制の整備

中学校や保育所と情報交換や交流学習を行う。

## (10) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、健康福祉課、教育研究所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係諸機関と連携して課題解決を図る。

## 5 いじめに対する早期対応

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を開き対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態と認められる場合

- ①児童が自殺した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③心身等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

### (2) 重大事態への対処

- ①犯罪行為に相当すると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて年度初めに保護者に周知する。
- ②重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ③教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ④上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表>

いじめ対策年間指導計画（校内研修・取り組み）

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者等への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【いじめ防止対策委員会会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報共有【職員会】	○学級開き・学級ルールづくり  【学級活動】  ○行事を通した人間関係づくり  【春の遠足・縦割り班活動】	○いじめ対策についての説明・啓発  【PTA総会・学校通信】
5月	○Q-U アンケート  ○児童に対する情報共有【職員会】  ○いじめ調査アンケートの実施	○行事を通した人間関係づくり  【運動会】	○運動会への協力【保護者会】
6月	○Q-U アンケート①結果を踏まえた考察と対応策の共有  ○児童に対する情報共有【職員会】	○行事を通した人間関係づくり  【田植え】	○保護者との情報交換【保護者会】  ○いじめ対策についての啓発  【地域学校協働本部会】
7月	○自己評価の実施  チェックリストの記入  ○児童に対する情報共有【職員会】	○出前授業【非行防止教室】  【校内水泳大会】	○保護者との情報交換  【個人懇談】
8月	○児童指導に関する研修  【職員研修】	○行事を通した人間関係づくり  【愛校作業】	【愛校作業】
9月	○児童に対する情報共有【職員会】	○行事を通した人間関係づくり  【修学旅行】	
10月	○児童に対する情報共有【職員会】  ○Q-U アンケート	○行事を通した人間関係づくり  【音楽会】 【人権教育授業】	【人権・道徳教育参観日】
11月	○児童に対する情報共有【職員会】  ○いじめ調査アンケートの実施	○行事を通した人間関係づくり  【収穫祭・学習発表会】	○いじめ対策についての啓発
12月	○Q-U アンケート②結果を踏まえた考察と対応策の共有  ○児童に対する情報共有【職員会】	○行事を通した人間関係づくり  【校内持久走大会】  OSNS 教室の実施	○保護者との情報交換  【個人懇談】
1月	○学校評価の実施  ○児童に対する情報共有【職員会】	○学校評価の実施	○学校評価の実施
2月	○児童に対する情報共有【職員会】  ○学校評価の結果を踏まえた考察	○行事を通した人間関係づくり  【川口小お別れ会】	保護者会・地域学校協働本部会 【学校評価結果報告・総括】
3月	総括		

**学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）**

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

### 1 いじめの防止のための取組

項目		チェック
授業づくり 学校づくり	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4 3 2 1
	全ての児童が参加できる授業づくりに努めている	4 3 2 1
児童理解 集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4 3 2 1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている	4 3 2 1
児童指導	児童指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4 3 2 1
	児童が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4 3 2 1
資質能力向上 教職員の向上	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4 3 2 1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4 3 2 1

### 2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている	4 3 2 1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4 3 2 1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4 3 2 1
いじめの対応 等	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4 3 2 1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4 3 2 1

### 3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目		チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている		4 3 2 1
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている		4 3 2 1
P T A活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている		4 3 2 1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。

#### チェックリストの作成・活用に当たっての留意点

このチェックリストは、県立学校版「学校いじめ防止基本方針（記載例）」をもとに、その中の取組からいくつか選んで項目立てをしたものです。各学校で作成・活用するチェックリストの参考にしてください。

なお、チェックリストの作成・活用にあたっては、以下のことにご留意ください。

○ チェックリストは、学校基本方針に盛り込まれているいじめの防止等のための取組の検証・改善を図ることを目的としています。そのことを踏まえ、学校の実態及び学校基本方針の内容に沿って、学校が主体的にチェック項目を設定してください。

○ このチェックリストは教職員用であり、学校の取組の自己評価の意味合いが強くなります。より客観性を高めるためには、児童用、保護者用等のチェックリストを作成し、活用する必要があると考えられます。

その場合、児童用については、従来行っている「いじめアンケート」にチェック項目を追加したり、保護者用については、学校評価アンケートにチェック項目を組み込んだりするなど、さまざまなアンケートが学校で実施されている状況を踏まえ、各学校においてより効率的で効果的な方法を検討したうえで実施してください。